

「まちづくり 一緒にやろうや条例（仮称）」
の策定についての提言書

平成14年7月

市民と行政のパートナーシップの
まちづくり条例（仮称）案策定委員会

目 次

	頁
1	1
(1) 何でもまちづくりをするが？	
(2) 市民も行政もまちづくりを進めたいと思いたい	
(3) 市民どうし、市民と行政がうまいことつながったらえいね	
2	2
(1) かまえてこんとノーネクタイで	
(2) わかりやすうて使いやすい	
3	3
(1) 市民の力・地域の力を高める	
(2) 行政のシステムづくり	
(3) 中間的セクターの役割	
(4) パートナースhipによるまちづくり	
4	5
(1) 条例素案全文	
(2) 条文の考え方	9
5	18
(1) 多様な参加のきっかけづくり	
(2) まちづくりセンターがいる・スタッフがいる	
(3) まちづくりファンドによる助成金制度	20
(4) 学習や交流の場としての公開審査会	
(5) 行政内部の横のつながり	21
(6) 見守り委員会の考え方	22
(7) こんな運用ができたらいいい	23
6	24
7	25
(1) 市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例（仮称）案策定委員会の経過	
(2) 検討内容資料	27
(3) 市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例（仮称）案策定委員会名簿	31

1 そもそも「高知のまちづくり」って？

(1) 何で「まちづくり」をするが？

高知市では、現在さまざまな地域でまちづくりにかかわっている市民がいる。福祉・環境・教育など、一見まちづくりと関係ないような分野であっても、それは私たち市民にとってとても大切なまちづくりの活動である。

「居心地のいいまち」「のうがえいまち」にしたい。それは、日常的な居座りの良さのみならず、災害が起きた時や困ったときにすぐに助け合える温かい関係が保てる「まち」でありたい。それが「住んじよって良かった」と思えるまちづくりである。

(2) 市民も行政もまちづくりを進めたいと思いう

自分たちの住んでいるまちは行政にお任せするのではなく、自らも地域の将来像を見据えた楽しいまちづくりをしたいと思う市民や、自分では何ができるのかわからない人に参加のきっかけづくりをすすめる市民団体も増えている。また一方で、高知市においては、地域の住民が主体的にまちづくりに関わるコミュニティ計画の策定・推進をしている。同じところを目指しているそれぞれのまちづくりにおける喜びや悩みは、市民であれ、行政であれ、分かち合い、共有することができると思う。

(3) 市民どうし、市民と行政がうまいことつながったらえいね

それぞれが独自の味をだすことは大切なこと。しかし、市民どうしや行政どうし、市民と行政が「うまいこと」つながるともっと楽しい・居心地の良いまちづくりができるかもしれない。実際に行動することはもちろん、まちづくりの面白さに気づいた参加の第一歩への支援をすることや、他のセクターや団体とのパートナーシップのまちづくりへの支援のしくみをつくることも住民主体のまちづくりには欠かせない要素である。

2 大切にしてきたこと

(1) かまえてこんとノーネクタイ

この条例案策定委員会では、市民委員と行政委員が対等の関係を保ち、情報・課題を共有し、お互いの考えや課題に対する認識を、みんなが理解するプロセスを大切にしてきた。

意見の相違はそれぞれの考えを触発させるため、醸成させるために必要であったし、その重要性を認識しているため、意見の相違が対立とはならなかったことがこの策定委員会の誇りでもあった。それが策定委員会を充実した楽しい会、リラックスできる会とさせた。

そのため、会議中の言葉は、普段着の言葉でしゃべれたから本音で語り合えた。そのような雰囲気をつくるため、ネクタイをはずし、カジュアルな服装で参加するようにした。

また、委員からだけの意見ではなく、シンポジウムを開催したり、条例素案をもとに活動団体に説明したり、電子会議室を開設するなど、できるだけ多くの市民の意見を聴き、関心をもってもらうようにした。

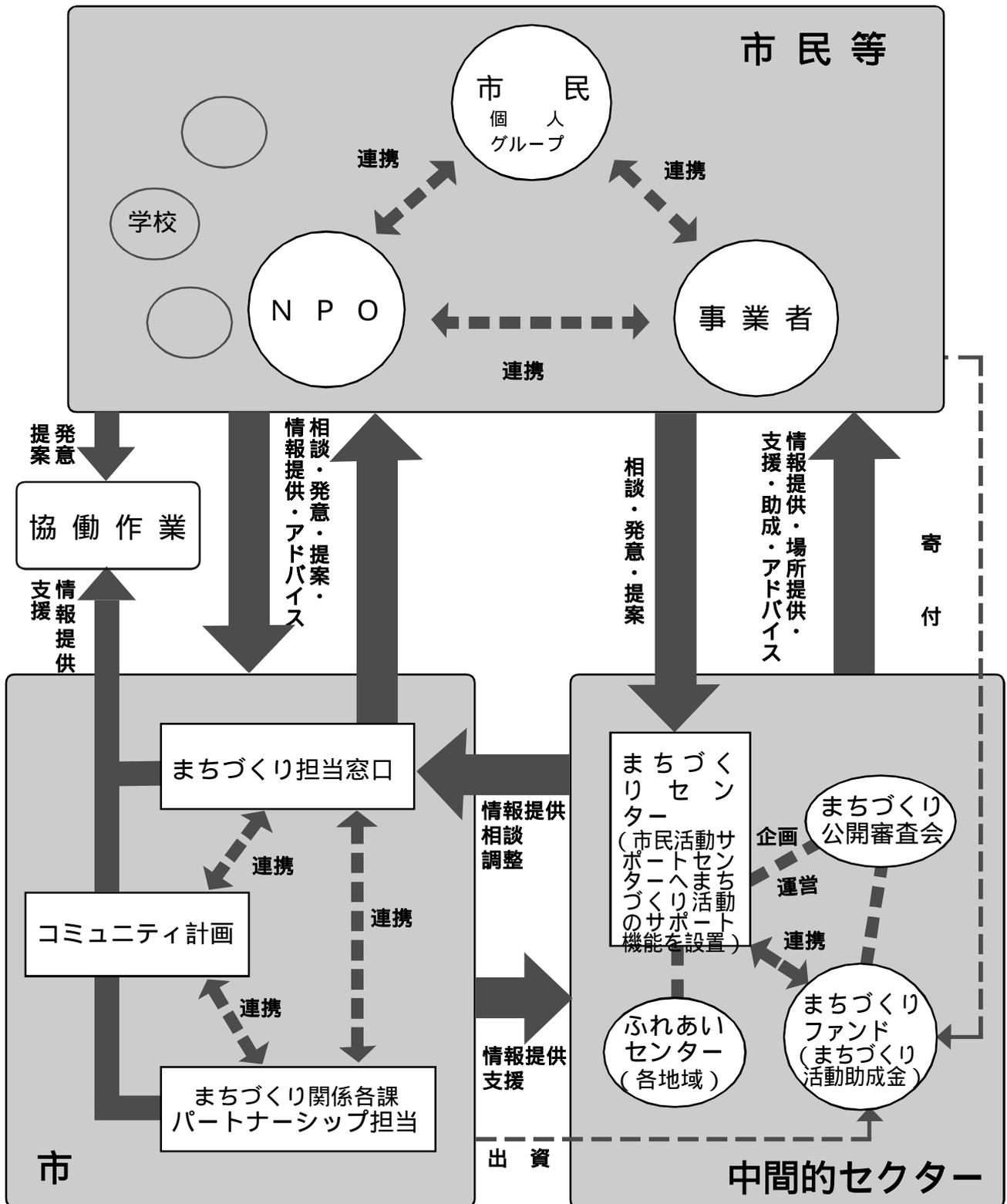
(2) わかりやすうて使いやすい

委員の共通の願いは、わかりやすく使える条例にしたい、ということであった。そのため、わかりやすい言葉や言い回しに普段着感覚の言葉を使いたいと苦労をしたが、条例の性格上、妥協した言い回しとはなった。しかし、想いを表す言葉として、前文には土佐弁と標準語を併記するようにした。土佐弁が表現する想いは標準語において直訳とはならず、意識となったことをお含みいただきたい。

3 基本的な考え方

この条例が施行されていくことで、市民等（個人・グループ、NPO、事業者）行政及びさまざまな機関が、各々の役割を果たしながら、市民同士や市民と行政、行政同士がパートナーシップを築いて、まちづくりを進めていくためのルール（基本理念や役割）やしきみ（市民の自主的なまちづくりの活動を支援する制度や行政のシステム）をつくることを目指している。

パートナーシップによるまちづくりを実現していくためのしきみを表わしたのが下図である。



(1) 市民の力・地域の力を高める

まちづくりは、自分ができるところをやるうとする意志から始まる。NPOや事業者は、市民の発意を大切にしながら、その主体的な活動を支え育てていく役割ももつ。それぞれが地域社会の一員として自らの発言や行動に責任をもち、合意形成のルールやプロセスを大切にしながら、市民同士が連携・協力して行くことが大切である。大人も子どももまちづくりに参加していけるよう、学校や関係団体と協力しながら地域全体で子どもたちを育て、人づくりをしていくことも必要である。これらによって、自立した市民を育て、地域全体の力を高めていくことができる。

市民が、主体的にまちづくりに参加する意識をもって、行政の施策へも関心をもつことで、行政への積極的なまちづくりの提案もできる。

(2) 行政のシステムづくり

市民がまちづくりに関心をもち関わっていきたいと思ったとき、行政のシステムづくりが重要になる。特に、行政内部の縦割りの仕事の仕方が障害になる。市民に対し、まちづくりに関する水先案内ができる部署（まちづくり担当窓口）があり、同時に内部（まちづくり関係各課）と連携し、調整を図れるようなシステムが必要である。

市が平成5年度から進めてきたコミュニティ計画（行政計画）は、小学校区を基本とする各地域で、市民が参加して市とのパートナーシップで策定してきたまちづくりの計画である。これをさらに、市民の発意や提案を反映し、市の施策を地域にフィードバックする協働の取り組みとして、今後さらに広げ、十分機能するシステムにしていくことも必要である。

この条例に基づく助成金制度や、市民活動サポートセンターへのまちづくり活動のサポート機能の整備等により、市民の自主的なまちづくりの活動を支援・促進するとともに、市の役割を果たしていくための各制度の整備（情報公開制度やパブリック・コメント制度等）や施策を実施していく必要がある。

(3) 中間的セクターの役割

市が市民のまちづくりの活動を支援するほかに、中間的な立場で、まちづくりの活動を総合的にサポートできる専門部門（まちづくりセンター）があれば、より小回りのきくまちづくりの支援ができる。市民やNPO、事業者、行政、関係機関等の間で、中立的な立場でまちづくりに関する調整やコーディネートをすることもできる。現在ある高知市市民活動サポートセンターに、まちづくりの活動を総合的にサポートする機能を設置していけば、活動の場所や情報の提供、専門的アドバイスなど、まちづくりセンターとしての役割を果たすことができる。

また、まちづくりの活動を支援する助成金制度（市から直接助成する方法よりも、まちづくりファンドから助成する方法）の創設に伴って、公開の審査会の制度を設ける。その企画・運営は中間的セクターに置き、助成する団体を選定するプロセスの中で、活動内容のプレゼンテーションや成果の報告に対して専門家（審査員）からアドバイスを受けることで、活動団体同士の交流や学習、評価の場にしていく。

(4) パートナーシップによるまちづくり

市や中間的セクターが、市民のまちづくり活動の自主性や自立性を尊重した支援をしていくことで、市民のまちづくりへの参加の第一歩を後押ししたり、力をつけたNPOが育っていく。市民からまちづくりの発意や提案も生まれる。

これらの関係は、一方向のものではなく、互いに情報提供や相談、アドバイス、提案のできる双方向の対等の関係である。その中で、互いのパートナーとなれる力を育みながら、信頼関係を築いていく。

4 条例素案の内容

(1) 条例素案全文

条例素案の内容は、以下のとおりである。

まちづくり 一緒にやろうや条例（仮称）

前文

- 第1章 目的
 - 第1条 目的
 - 第2条 用語
 - 第2章 パートナーシップによるまちづくりの基本理念
 - 第3条 まちづくりへの参加と参加のきっかけづくり
 - 第4条 自主性の尊重
 - 第5条 協働
 - 第6条 合意形成の過程の尊重
 - 第7条 情報の共有化
 - 第3章 市民等の役割
 - 第8条 市民の役割
 - 第9条 NPOの役割
 - 第10条 事業者の役割
 - 第11条 地域の連携
 - 第4章 市の役割
 - 第12条 施策の実施
 - 第13条 情報の提供
 - 第14条 市民参加の機会の確保
 - 第15条 施策への反映
 - 第16条 説明責任
 - 第17条 コミュニティ計画の策定
 - 第18条 まちづくり担当窓口の設置と支援
 - 第19条 職員への啓発及び研修
 - 第5章 まちづくりのための市民活動への支援
 - 第20条 まちづくりセンターの設置
 - 第21条 ふれあいセンターの役割
 - 第22条 助成等
 - 第23条 NPOへの業務参入機会の提供
 - 第6章 見守り委員会
 - 第24条 見守り委員会の設置
 - 第7章 雑則
 - 第25条 条例の位置づけ
 - 第26条 委任
- 付則

前 文

何でまちづくりをするが？

みんなぁにとって、「のうがえいまち」にしたいき
なんかあった時に、ずっと助け合える関係にありたいき
このまちに住んじょって良かったと思えるようになりたいき

市民も行政もまちづくりを進めたいと想いゆう
悩みを共有したいし、喜びも分かち合いたい
話をしたらみんなぁ目指すところは一緒ながよ

市民どうし、市民と行政がうまいことつながったらえいねえ
みんなぁでまちづくりができるようになったらえいと想わん？

ほんで
この条例を、きおうてつくったがよ

どう!?

なぜまちづくりをするのでしょうか？
みんなにとって、「居心地のいいまち」に
したいから
何かあった時に、すぐに助け合える
関係にありたいから
このまちに住んでいて良かったと
思えるようになりたいから

市民も行政もまちづくりを進めたいと
思っています
悩みを共有したいし、
喜びも分かち合いたい
話をしたらみんな目指すところは
同じなのです

市民どうし、市民と行政が
うまくつながったらいいね
みんなでまちづくりができるように
なったらいいと思いませんか

それで
この条例を想いをこめて作りました

さあ、まちづくりを一緒にやりましょう

第1章 目 的

(目的)

第1条 この条例は、市民、NPO及び事業者（以下「市民等」という。）と市の協働によるまちづくりを進めるうえで、必要なパートナーシップを築くための基本的事項を定めることにより、住みよい高知市の実現を目指すことを目的とする。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)まちづくり 住みよいまち・豊かな地域社会をつくるための取り組みをいう。
- (2)協働 同じ目的のために、役割を分担し、共に協力して働くことをいう。
- (3)パートナーシップ 市民等及び市が、対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係をいう。
- (4)NPO（民間非営利団体・組織） 営利を目的とせず社会貢献活動を行うボランティア団体や市民活動団体などの民間団体・組織をいう。法人格を取得したNPO法人（特定非営利活動法人）も含む。
- (5)事業者 営利を目的とする事業を行う個人または法人をいう。
- (6)市民活動 市民等が自主的に行う営利を目的としない社会性のある活動をいう。ただし、宗教的活動及び政治的活動は除く。
- (7)高知市コミュニティ計画 高知市全体を地域の視点で区分し、地域のコミュニティにおけるまちづくりに関する方針や方策をとりまとめた行政計画をいう。

第2章 パートナーシップによるまちづくりの基本理念

(まちづくりへの参加と参加のきっかけづくり)

第3条 市民等は、住みよいまち・豊かな地域社会で暮らしていく権利をもち、それを実現するためにまちづくりに参加することができる。

- 2 市民等と市は、各々の役割の中で、誰もがまちづくりに参加できる、参加したくなるようなきっかけをつくるように努める。

(自主性の尊重)

第4条 市民等のまちづくりへの参加は、自主性が尊重されなければならない。

(協働)

第5条 市民等と市は、それぞれの役割を認識し、相互に、また国・県等の行政や関係機関とも、協働してまちづくりを進めるように努めるものとする。

(合意形成の過程の尊重)

第6条 まちづくりに参加する市民等と市は、その実現に向けての合意形成に至る過程を尊重するものとする。

(情報の共有化)

第7条 市民等と市は、合意形成を図っていくために必要なまちづくりに関する情報を、相互に共有できるように努めるものとする。

第3章 市民等の役割

(市民の役割)

第8条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりについての理解を深め、まちづくりに参加する意識を高めるように努める。

(NPOの役割)

第9条 まちづくりに携わるNPOは、市民のまちづくりの発意を大切にし、その主体的な活動を支え育てるように努める。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、地域社会の一員としてまちづくりに理解・協力するように努める。

(地域の連携)

第11条 地域社会の中で、市民、NPO及び事業者は相互に、また学校等の関係機関とも連携・協力してまちづくりを進めるように努める。

第4章 市の役割

(施策の実施)

第12条 市は、パートナーシップによるまちづくりを進めるために必要な施策を、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(情報の提供)

第13条 市は、まちづくりについての必要な情報を市民等に提供しなければならない。

(市民参加の機会の確保)

第14条 市は、市民等がまちづくりについて関心をもち理解を深めるために広報啓発に努める。

2 市は、まちづくりのための市民活動を行える場所等を、可能な限り公共施設等に確保し利用できるように努める。

(施策への反映)

第15条 市は、市が行うまちづくりの施策において、広く市民等が参加できるしくみを講じるように努める。

2 市は、市が行うまちづくりの施策を検討する過程において、市民等の意見を反映し合意形成を図っていくしくみを講じるように努める。

(説明責任)

第16条 市は、まちづくりについての市民等の意見や要望等に対して、説明する責任を負う。

(コミュニティ計画の策定)

第17条 市は、市民等とパートナーシップを築いて地域のまちづくりを進めるために、市民等の意見を反映してコミュニティ計画を策定、推進するものとする。

(まちづくり担当窓口の設置と支援)

第18条 市は、パートナーシップによるまちづくりを進めるためのまちづくり担当窓口を置くものとする。

2 市のまちづくり担当窓口は、関係部局と調整を図りながら、まちづくりのための市民活動を促進するよう支援するものとする。

(職員への啓発及び研修)

第19条 市は、基本理念に基づき職員への啓発や研修等を実施し、まちづくりの施策を行う職員一人ひとりの意識を高め、実践力を育むように努める。

2 市は、職員が一市民として、まちづくりのための市民活動に参加しやすい環境を整えるように努める。

第5章 まちづくりのための市民活動への支援

(まちづくりセンターの設置)

第20条 市は、市民等と市のパートナーシップによるまちづくりを進めていくために、まちづくりに関して総合的なサポートを行うまちづくりセンターを設置し、次に掲げる事業を行う。

- (1)まちづくりの活動の場を提供する
- (2)まちづくりに関する情報を収集し提供する
- (3)まちづくりの計画や提案について、アドバイスを行う
- (4)市民等、市、他の行政及び関係機関の間で、まちづくりのコーディネートを行う
- (5)前各号の事業のほか、市民等のまちづくりに関する学習や交流、広報を目的とした事業を行なう

(ふれあいセンターの役割)

第21条 高知市ふれあいセンターは、地域コミュニティの拠点施設として、まちづくりの活動の場の提供を行う。

(助成等)

第22条 市は、市民等のまちづくりの活動に対して、必要な技術的支援を行うことができる。

2 市は、まちづくりのための市民活動を行なう団体への助成を目的とする基金等に対し、必要な助成及び出資等を行うことができる。

(NPOへの業務参入機会の提供)

第23条 市は、まちづくりの施策をより効率的・効果的に行える場合には、まちづくりに携わるNPOに、その分野に応じた市業務の委託等の参入機会を提供することができる。

第6章 見守り委員会

(見守り委員会の設置)

第24条 市は、この条例によりパートナーシップによるまちづくりを進めるための諸制度が機能しているかを見守っていくために、見守り委員会を設置する。

2 見守り委員会は、協働によるまちづくりを進めるうえで、必要なパートナーシップを築くための基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

3 前各項に定めるもののほか見守り委員会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。

第7章 雑則

(この条例の位置づけ)

第25条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりに関係する制度を設け、又は実施しようとする場合には、この条例に定める事項を尊重しなければならない。

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(2) 条文の考え方

条例素案の条文ごとの考え方については、以下のとおりである。

【名称】 まちづくり 一緒にやろうや条例

〔説明〕

- ・ 条例の名称は、わかりやすくとっつきやすいものにしたかったので、この条例の目指したいところを、そのまま呼びかけの言葉として表わした。

【前文】

何でまちづくりをするが？

みんなあにとって、「のうがえいまち」にしたいき
なんかあった時に、ずっと助け合える関係にありたいき
このまちに住んじょって良かったと思えるようになりたいき

市民も行政もまちづくりを進めたいと想いゆう
悩みを共有したいし、喜びも分かち合いたい
話をしたらみんなあ目指すところは一緒ながよ

市民どうし、市民と行政がうまいことつながったらえいねえ
みんなあでまちづくりができるようになったらえいと想わん？

ほんで
この条例を、きおうてつくったがよ

どう!?

.....
なぜまちづくりをするのでしょうか？
みんなにとって、「居心地のいいまち」に
したいから
何かあった時に、すぐに助け合える
関係にありたいから
このまちに住んでいて良かったと
思えるようになりたいから
.....
市民も行政もまちづくりを進めたいと
思っています
悩みを共有したいし、
喜びも分かち合いたい
話をしたらみんな目指すところは
同じなのです
.....
市民どうし、市民と行政が
うまくつながったらいいね
みんなでまちづくりができるように
なったらいいと思いませんか
.....
それで
この条例を想いをこめてつくりました
.....
さあ、まちづくりを一緒にやりましょう
.....

〔説明〕

- ・ 前文は、自分たちの想いを直接的に表現したかったことと、高知市の条例であることにこだわった結果、土佐弁（方言）を用いた。土佐弁の意味を汲んだ（直訳でない）形で標準語の前文も併記した。

第1章 目的

（目的）

第1条 この条例は、市民、NPO及び事業者（以下「市民等」という。）と市の協働によるまちづくりを進めるうえで、必要なパートナーシップを築くための基本的事項を定めることにより、住みよい高知市の実現を目指すことを目的とする。

〔説明〕

- ・ 街に住み働き学ぶすべての人たちが、住みよいまちにしていくために、市民、NPO、

事業者及び市が互いにパートナーシップでまちづくりをやっていこうというのが主旨である。

- ・ 条例によってパートナーシップのあり方についての理念や制度を定め、具体的にはパートナーシップによるまちづくりを進めていくためのルールやしきみをつくる市民のまちづくりの活動への支援制度や行政内部のシステムをつくることを目指している。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)まちづくり 住みよいまち・豊かな地域社会をつくるための取り組みをいう。

[説明]

- ・ まちづくりの定義については、範囲が広すぎるのではないかと、もっと具体的に定義できないか等の議論があったが、各委員が実践しているまちづくりの活動を具体的に出して、その範囲を検討した。
- ・ 実際に市民が活動しているまちづくりの分野は、自然環境や住環境(土地利用・建築・道路・交通・公園等)、福祉、教育、文化、スポーツ、生涯学習等幅広く、都市整備や環境等のハード面のまちづくりと、福祉や教育等の人と人との関係性を含めたソフト面のまちづくりもある。この条例の対象とするまちづくりは広義の意味であり、住みやすい環境づくりであり、人づくりである。

(2)協働 同じ目的のために、役割を分担し、共に協力して働くことをいう。

(3)パートナーシップ 市民等及び市が、対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係をいう。

[説明]

- ・ 協働とパートナーシップの定義についても議論したが、パートナーシップは協働ができるようになるための相互の信頼関係といえる。例えるなら、協働は、“共にメニューを考え、役割を分担しながら材料をそろえ料理をし、できた料理をいっしょに味わうまですること”であり、パートナーシップは、そういったことのできる対等平等な関係であり、互いが成長しながらよい関係をつくりあげていくものである。

(4)NPO(民間非営利団体・組織) 営利を目的とせず社会貢献活動を行うボランティア団体や市民活動団体などの民間団体・組織をいう。法人格を取得したNPO法人(特定非営利活動法人)も含む。

(5)事業者 営利を目的とする事業を行う個人または法人をいう。

[説明]

- ・ さまざまなNPOの活動が盛んになっている中で、市民という表現だけでは、NPOを含んでいるとは言い難く、個人又はグループとしての市民と、NPO・事業者の区別は必要ということで、NPOと事業者の定義をした。

(6)市民活動 市民等が自主的に行う営利を目的としない社会性のある活動をいう。ただし、宗教的活動及び政治的活動は除く。

〔説明〕

・社会性には、公益性や公共性の意味を含んでいる。

(7)高知市コミュニティ計画 高知市全体を地域の視点で区分し、地域のコミュニティにおけるまちづくりに関する方針や方策をとりまとめた行政計画をいう。

〔説明〕

・高知市では平成5年度から、コミュニティ計画の策定に取り組んでいる。概ね小学校区を範囲として市内を35地区に分けて、市民を公募し市民参加で地域のまちづくり計画といえるコミュニティ計画を策定してきている。

第2章 パートナーシップによるまちづくりの基本理念 (まちづくりへの参加と参加のきっかけづくり)

第3条 市民等は、住みよいまち・豊かな地域社会で暮らしていく権利をもち、それを実現するために、まちづくりに参加することができる。

2 市民等と市は、各々の役割の中で、誰もがまちづくりに参加できる、参加したくなるようなきっかけをつくるように努める。

〔説明〕

- ・第2章の主語は「市民等(市民、NPO及び事業者)」又は、「市民等と市」とした。
- ・子どもから大人まで、まちづくりは誰でもが参加できるものとして、義務よりも権利として捉えた。(第1項)
- ・市民等がまちづくりに参加するときには、参加の第一歩を促すきっかけが重要であり、市民等と市はそれぞれの役割の中で、さまざまな場面やさまざまな方法で、多様な参加のきっかけづくりをしていくことが必要である。(第2項)

(自主性の尊重)

第4条 市民等のまちづくりへの参加は、自主性が尊重されなければならない。

〔説明〕

・まちづくりへの参加は、あくまで自主性によるものとする。自分ができることをやろうとする意志から始まる。

(協働)

第5条 市民等と市は、それぞれの役割を認識し相互に、また国・県等の行政や関係機関とも、協働してまちづくりを進めるように努めるものとする。

〔説明〕

- ・市民、NPO、事業者及び市が、それぞれの役割を分担して、必要な場合には協働してまちづくりを進めるとともに、国・県・他の市町村や関係機関とも協働した取り組みが必要である。
- ・特に、国・県・市等の行政同士の情報交換や調整等の役割分担がないと、市民等がまちづくりに関わっていかうとするとときに、スムーズに進まなくなる。

（合意形成の過程の尊重）

第6条 まちづくりに参加する市民等と市は、その実現に向けての合意形成に至る過程を尊重するものとする。

〔説明〕

- ・まちづくりを実現していくためには、合意形成を図っていくことが大切であり、利害や考え方の違いがあっても相手を尊重し、時間をかけても合意形成に至る過程を尊重して進めるものとする。

（情報の共有化）

第7条 市民等及び市は、合意形成を図っていくために必要なまちづくりに関する情報を相互に共有できるように努めるものとする。

〔説明〕

- ・合意形成を図っていくためには、お互いが課題を共有化し、同じスタートラインに立って考えていけるよう情報を共有化することが不可欠である。
- ・情報の共有化とは、情報を発信するだけでなく受信することも含んでおり、情報を知ろうとする努力も必要である。情報をキャッチできるアンテナをもつことが、参加の第一歩にもつながる。

第3章 市民等の役割

（市民の役割）

第8条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりについての理解を深め、まちづくりに参加する意識を高めるように努める。

〔説明〕

- ・第3章と第4章は、責務より役割として定めた。
- ・ここでの市民は、個人個人としての市民であり、まちづくりの主体としての自覚を規定している。各々が自分の責任においてまちづくりに参加するものとする。

（NPOの役割）

第9条 まちづくりに携わるNPOは、市民のまちづくりの発意を大切に、その主体的な活動を支え育てるように努める。

〔説明〕

- ・まちづくりに携わるNPOは、活動を行なう中で、市民個々の主体的なまちづくりの活動を支え育てる。

（事業者の役割）

第10条 事業者は、地域社会の一員としてまちづくりに理解・協力するように努める。

〔説明〕

- ・事業者は、社会的役割としてまちづくりに理解・協力する。

（地域の連携）

第11条 地域社会の中で、市民、NPO及び事業者は相互に、また学校等の関係機関とも連携・協力して、まちづくりを進めるように努める。

〔説明〕

- ・地域社会を構成するすべての者が、連携・協力できる関係になることを目指す。
- ・地域の中での互いのつながりや働きかけが必要であり、学校とも連携・協力していくことで、地域で子どもを育てていくことができる。
- ・まちづくりに参加する意識を育てることにもつながる。

第4章 市の役割

（施策の実施）

第12条 市は、パートナーシップによるまちづくりを進めるために必要な施策を、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

〔説明〕

- ・市の役割を果たすための市のシステムづくりや、より多くの市民、NPO及び事業者がまちづくりに参加しやすい環境づくりを進めるための施策を実施する。

（情報の提供）

第13条 市は、まちづくりについての必要な情報を市民等に提供しなければならない。

〔説明〕

- ・高知市個人情報保護条例や高知市情報公開条例に基づいて、情報公開センターで情報公開を行ったり、広報紙あかるいまちや高知市ホームページ情報日曜市等で、まちづくりの情報を提供する。

(市民参加の機会の確保)

第14条 市は、市民等がまちづくりについて関心をもち理解を深めるために、広報啓発に努める。

2 市は、まちづくりのための市民活動を行える場所等を、可能な限り公共施設等に確保し、利用できるように努める。

〔説明〕

- ・大人も子どもも市民がまちづくりに参加するきっかけとなる場づくり（まちづくり講演会や講習会、講座の開催等）をする。（第1項）
- ・各種公共施設の会議室や学校の生涯学習室・余裕教室等の活用と利用PRを行う。（第2項）

(施策への反映)

第15条 市は、市の行うまちづくりの施策において、広く市民等が参加できるしくみを講じるように努める。

2 市は、市が行うまちづくりの施策を検討する過程において、市民等の意見を反映し合意形成を図っていくしくみを講じるように努める。

〔説明〕

- ・参加した実感のもてる市民参加の方法を講じる。
- ・説明会だけでなく、法的・予算的・時間的制約等の条件を踏まえたうえで、話し合いによる合意形成の場となるような参加の仕方や、審議会等への市民公募制を取り入れていくこと等も検討する。（第1項）
- ・市施策の検討過程への市民参加の方法の一つとして、パブリックコメント制度等も検討する。（第2項）

(説明責任)

第16条 市は、まちづくりについての市民の意見や要望等に対して、説明する責任を負う。

〔説明〕

- ・日常の業務の中でも、要望等に対しても、説明責任を負う。

(コミュニティ計画の策定)

第17条 市は、市民等とパートナーシップを築いて地域のまちづくりを進めるために、市民等の意見を反映してコミュニティ計画を策定、推進するものとする。

〔説明〕

- ・コミュニティ計画の策定、推進は、高知市がパートナーシップによるまちづくりに取り組んできた具体的施策の一つであり、それを継続していくために、市の役割に明確に位置づける。
- ・具体的な運用については、これまで進めてきた方法等の全体を体系づけ、より機能するシステムとして、要綱で規定する。

(まちづくり担当窓口の設置と支援)

第18条 市は、パートナーシップによるまちづくりを進めるためのまちづくり担当窓口を置くものとする。

2 市のまちづくり担当窓口は、関係部局と調整を図りながら、まちづくりのための市民活動を促進するよう支援するものとする。

[説明]

- ・市民案内や市民生活全般の相談（現在、市民相談センターがある）とは別に、もう少し積極的にまちづくりに関わっていききたいときに、市民等が相談できる一つの窓口が必要である。（第1項）
- ・まちづくり担当窓口は、市民等へのまちづくりに関する水先案内の役割と、内部での調整を図り横のつながりをもたず役割をもつ。（第2項）

(職員への啓発及び研修)

第19条 市は、基本理念に基づき職員への啓発や研修等を実施し、まちづくりの施策を行う職員一人ひとりの意識を高め、実践力を育むように努める。

2 市は、職員が一市民として、まちづくりのための市民活動に参加しやすい環境を整えるように努める。

[説明]

- ・パートナーシップによるまちづくりを進めるためには、市職員一人ひとりの意識を高めることが大切であり職員への啓発の研修とともに、合意形成を図っていく技術を身につける研修等も実施する。（第1項）
- ・既にあるボランティア休暇等の制度の活用と普及のPR等、市職員が市民の立場としてまちづくりに参加しやすい環境づくりを進める。（第2項）

第5章 まちづくりのための市民活動への支援

(まちづくりセンターの設置)

第20条 市は、市民等と市のパートナーシップによるまちづくりを進めていくために、まちづくりに関して総合的なサポートを行なうまちづくりセンターを設置し、次に掲げる事業を行う。

- (1)まちづくりの活動の場を提供する
- (2)まちづくりに関する情報を収集し提供する
- (3)まちづくりの計画や提案について、アドバイスを行う
- (4)市民等、市、他の行政及び関係機関の間で、まちづくりのコーディネートを行う
- (5)前各号の事業のほか、市民等のまちづくりに関する学習や交流、広報を目的とした事業を行なう

[説明]

- ・まちづくりの活動の場や情報の提供、専門的なアドバイスを行なったり、市民等や市との間で中立的な立場にたってコーディネート役を担えるまちづくりセンターがあれば、市と協働した取り組みだけでなく市民等の自由で独自なまちづくりの活動を支援できる。

- ・また、市民等のまちづくりに関する学習や交流、広報のための事業（講演会や講習会、講座等）を企画し実施する。
- ・現在の高知市市民活動サポートセンター（公設民営）に、まちづくりの活動を総合的にサポートする機能をもたせることを検討する。

（ふれあいセンターの役割）

第21条 高知市ふれあいセンターは、地域コミュニティの拠点施設として、まちづくりの活動の場の提供を行う。

〔説明〕

- ・市内周辺部に14か所ある高知市ふれあいセンターは、現在も地域のコミュニティ活動の場として、図書館事業や公民館事業（各種講座）、貸し会議室などの業務を行っているが、まちづくりの活動の場も提供していく。

（助成等）

第22条 市は、まちづくりのための市民活動に対して、必要な技術的支援を行うことができる。

- 2 市は、まちづくりのための市民活動を行なう団体への助成を目的とする基金等に対し、必要な助成及び出資等を行なうことができる。

〔説明〕

- ・技術的支援としては、市職員が行なう情報提供・アドバイス等の他、まちづくりセンター（高知市市民活動サポートセンターの機能拡充を検討）として、専門的アドバイスやコーディネート等の技術的支援が行える体制も整備する。（第1項）
- ・資金面の支援としては、まちづくりファンド等をつくりそこから助成するようなしくみを検討する。市はファンドへの資金提供を行なう。（第2項）

（NPOへの業務参入機会の提供）

第23条 市は、まちづくりの施策をより効率的・効果的に行える場合には、まちづくりに携わるNPOに、その活動の分野に応じた市業務の委託等の参入機会を提供することができる。

〔説明〕

- ・NPOへの市業務の委託については、事業者との公平性は当然ある中で、行政だけがまちづくりを行なうのではなく、NPOが担える公共的な分野のまちづくりがあるという考え方及び、委託等をしていく中でNPOに協働等のできる力をつけてもらい、まちづくりの活動を促進する考え方で規定した。

第6章 見守り委員会

(見守り委員会の設置)

第24条 市は、この条例によりパートナーシップによるまちづくりを進めるための諸制度が、機能しているかを見守っていくために、見守り委員会を設置する。

2 見守り委員会は、協働によるまちづくりを進めるうえで、必要なパートナーシップを築くための基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

3 前各項に定めるもののほか見守り委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

[説明]

- ・組織としては、市が設置する付属機関となる。(第1項)
- ・この条例ができた後、各制度がどう運用されていくか、改善すべきことが出てくれば意見を言える、市民が参加した委員会組織が必要であるという考え方から規定した。(第2項)

第7章 雑則

(この条例の位置づけ)

第25条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりに関係する制度を設け、又は実施しようとする場合には、この条例に定める事項を尊重しなければならない。

[説明]

- ・高知市には、まちづくりの各分野に既に都市美条例や里山保全条例等の条例が制定されているし、各施策や制度による市民等と市の協働の取り組みもある。
- ・この条例は、既存の条例や制度を包含する基本条例のような性格の条例ではなく、パートナーシップによるまちづくりの基本理念を示し、それを実現していくためのルールやまちづくりのための市民活動を促進するしくみをつくることを目指している。
- ・基本理念を浸透させ、各施策や既存制度がより効果的に機能するような役割をもつ条例とする。

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

5 条例運用の具体的なしくみ

～こんな運用ができたらいい～

条例素案には、策定委員会で検討してきた大きな考え方を盛り込んでいるが、話し合いの中では条例運用の具体的なしくみについても意見が出された。実際にこの条例の理念が実現されていくためには、どのように具体的なしくみができるかにかかっている。こんなしくみでこんな運用ができたなら望ましいという案を示したい。

(1) 多様な参加のきっかけづくり

策定委員会の中でも、まちづくりの活動の課題として、誰でもが参加できるしくみをつくり、参加の第一歩を踏み出せるようにするにはどうしたらいいかということを検討した。寄せられた市民の意見でも、“気軽にまちづくりに参加してみたいくなるきっかけづくりが大事”という意見が多くあった。誰もがまちづくりに参加できる、参加したくなる方法として、これをやればという万能の方法はなかなか見つからない。大きく分ければ

- ・活動の場（近くに気軽に集まれる場があることは大きい）
- ・活動内容の企画の仕方（面白い、楽しいと感じるところがないと続かない）
- ・活動の広報の仕方（広報することは当然大事だが、知らせ方が効果的でないと伝わらないし興味をもってもらえない）
- ・まちづくりに関する情報・アドバイスが得られる方法（知りたいときに知りたいことがわかる）

などが必要であるが、いろいろな場面やいろいろな方法できっかけづくりをしていくことが大切である。

市民やNPO、事業者など地域でできることもあるし、行政のすべきこともある。ルールをつくり、新しいしくみをつくっていくことで、まちづくりへの参加の第一歩のきっかけづくりができることもある。この条例素案では、いくつかのしくみを提案している。それが、まちづくりの活動を総合的にサポートするまちづくりセンターであり、助成金制度と公開審査会であり、行政のシステムづくりである。そして、何より地域の中で市民同士やまちづくりの活動団体同士の協力や働きかけが必要である。

(2) まちづくりセンターがいる・スタッフがいる

市民がまちづくりに関わっていかうとすると、まちづくりの活動を総合的にサポートできる拠点として、まちづくりセンターがあると望ましい。まちづくりセンターが実施することとしては、次のようなことが考えられる。

まちづくりの活動の場を提供する

気軽に集まって活動することのできる場所を提供する。使う人たちにとって集まりやすい時間（休日、昼間・夜間等）や立地（便利がよい来やすい所）を考慮した貸し会議室等を備える。また、活動のために必要な機材等（印刷機器等）も利用できるようにする。

まちづくりの情報を収集し提供する

行政・民間のまちづくりの情報や活動団体の活動の情報、イベントや講習など各種の情報を

集め、提供できるようにする。インターネット等もそこで利用できる。

学習の機会や交流の場をつくる

情報を提供するだけでなく、まちづくりに関する講演会や講座、講習会などを企画し、まちづくりへの関心を高めたり、活動のスキルアップを図るような学習の機会を提供したり、まちづくりの活動団体同士が交流できる場もつくっていく。

まちづくりの計画、提案、手法あるいは組織の運営方法等の相談にのったり、専門的なアドバイスをする

まちづくりの活動のノウハウや活動組織の運営方法なども気軽に相談できたり、まちづくりの計画や提案をしたいときに専門的なアドバイスを受けたりできることは、まちづくりの活動を進め実現していくために重要である。いろいろな分野の専門アドバイザーを置いて、活動内容に応じて派遣できる制度などもできるといい。

市民やNPO、事業者、市、他の行政、関係機関等の間で、中立的な立場でまちづくりのコーディネートをこなう

行政が市民のまちづくりの活動を支援することも必要だが、行政から独立した中間的中立的立場で支援できることは、とても重要な機能である。ハードの都市整備（道路、公園等の整備）等に関わるまちづくりは行政が実施主体になる場合が多いので、それに対する提案は、まちづくりセンターがあれば、市民と行政との間でコーディネートする役割も担える。市民のまちづくりの活動は、行政のまちづくりとは異なる分野の活動や行政ではできないような分野の活動、市民が自由に独自に行なうまちづくり等、さまざまである。行政との関係とは別の支援できるしくみがあれば、もっと小回りのきくまちづくりのサポートができる。

こういったまちづくりセンターの役割を考えると、平成11年度に高知市が設置した市民活動サポートセンターに、まちづくりの活動を総合的にサポートする機能をもたせていければ、その役割を実現できるのではないかと思われる。現在の市民活動サポートセンターは、市民の社会貢献活動を広くサポートする目的で、公設民営方式でNPO法人（各活動を行なうNPOを支援する目的をもつNPO）が運営し、貸し会議室や印刷機器等の利用（有料）、ボランティア・市民活動の情報提供、ネットワークづくりなどを行なっている。まちづくりセンターとしての運営も中間支援型のNPO法人が担うといった方法であれば、中間的セクターとしての役割を果たせると思われる。

まちづくりについての知識や技能を役立てられる場をつくる

まちづくりに関する専門的な知識や技能について、それを求める市民ばかりではなく、逆に自分のもっている力を役立てたいと思っている市民もいる。そういった人材を登録し、アドバイスが必要な活動団体に紹介するなど、求める人と提供できる人をつないでいくしくみをつくれれば、多くの市民に関かれ市民が活躍できる場ともなる。

また、大学や各技術者の交流会などとネットワークを結んでいければ、さまざまな分野の人たちと連携した幅広い取り組みが可能になる。

いろいろなまちづくりのアイデアを研究する

市民から寄せられた意見の中で、“まちづくり活動に多くの人を呼び込むのに、地域通貨は有効な手法ではないか”というものがあつた。サービスを必要とする人と提供できる人とをつなぐコーディネート役として、地域通貨の取り組みを研究していくことなども、まちづくりセンター

の役割として可能だと思われる。工夫をしながら、いろいろなまちづくりのサポートの方法を調査研究していくことも必要である。

これらの機能を市民活動サポートセンターにもたせていくには、それができるスタッフ・体制が必要であり、特に、まちづくりについてのアドバイスやコーディネートなどができる専門家を置くことは不可欠である。

(3) まちづくりファンドによる助成金制度

市民がまちづくりの活動をしていこうとするとき、独自の資金を持てるかどうかは大きな課題になる。特に、まちづくりを始めようとする参加の第一歩を後押しできるような資金面の支援があれば、活動を促進できる。例えば、「初動段階」(はじめの一步部門)「活動段階」(一步前へ部門)といったように段階に応じた助成や、「事業費」と「運営費」など内容に応じた助成方法も考えられる。単発のイベント事業への助成には既にいろいろな制度があるので、継続した活動事業を対象にしていくことにすると、より特徴のある効果的な助成制度にできる。単年だけでなく複数年の事業も対象にできるようにすれば、活動を急がせない歩みに合わせた支援が可能になる。

こういった効果的で使いやすい助成の方法を考えていくと、市から直接助成する補助金の方式では、単年度予算や手続き・時期の問題など、運用面でまちづくりの活動実態に合わない面が出てくる。それよりも、行政から独立した形で公益信託制度(一定の公益的な目的のために提供された資金を信託銀行等が管理運営して、公益的な活動に助成する制度)によるまちづくりファンドを設け、そこから助成する方式であれば、比較的柔軟な運用が可能になると思われる。市からの資金提供は必要であるが、行政以外の市民や事業者等からファンドへの寄付を募っていくこともでき(寄付者に優遇税制が適用される場合もある)公民一体となったまちづくりファンドをつくることができる。

ただ、忘れてならないのは、助成金などの支援はいつまでもあるものではないということである(策定委員会で出された意見に“いつまでもあると思うな支援と金”という言葉があった)。あくまでも、資金面も含めて自立した活動を目指していくためのステップであり、まちづくりへの参加の第一歩の後押しである。これらの制度をうまく活用して、力をつけていくためのものにしてほしい。できるだけ多くの団体が活動のきっかけにするためのものであって、助成金額はあまり多額でなくてもいいし、一部自己負担する方法等も考えられる。

この条例の対象とするまちづくりの範囲は、ハード・ソフト両面を含み幅広いので、既存組織・既存制度の対象とする分野に重なるものもあるが、市の施策として行なっているものに対する既存の支援とは、重複しない考え方とする。それらは、既に目的・目標をはっきり持ちパートナーシップを進めているといえ、この条例では、そこまで至っていないまちづくりの活動への支援や既存の制度へうまくつなげていけるような役割を目指す。

(4) 学習や交流の場としての公開審査会

助成金を交付するまちづくりの活動団体を選定するときに、審査の基準や選定方法の透明性を確保するために、公開の審査会を設けることを考えた。

しかし、この公開審査会は、助成金を交付する団体を選定することだけが目的ではなく、そ

のプロセスを公開することで、学習や交流の場とすることがほんとうのねらいであり、以下の6つの目的がある。

活動団体が活動内容をプレゼンテーションし、それに対して審査員がアドバイスをしたり互いにやりとりする中で、活動事業の企画力や計画力、運営力、プレゼン力などを磨く。

多くの活動団体が活動内容を発表することで、活動の広報ができる。

助成を受けても受けられなくても、発表することで活動団体同士の情報交換や交流の場になる（公開審査会の後に交流会をするなど、楽しみにできるイベントにしていけるといい）、中間報告や活動成果の報告をすることで、活動が評価される場にもなり、次の目標を立てることにもつながる。

助成を受けられなくても、活動計画や予算計画を立てるきっかけにすれば、活動を成長させることができるし、アドバイスを受けて計画を見直し、次回の助成を目指すこともできる。

これら全てのやりとりのプロセスを見ることで、まちづくりの活動をしていくための力をつける学習の場になる。

審査のやりとりと決定までのプロセス全てをオープンにするには、公開審査の方法に慣れていてアドバイス・コメントのできる力量をもった専門家も審査員の中に必要である。審査基準も項目ごとの点数制など、誰が見ても明らかで納得のできる表わし方を工夫する必要がある。

こういったねらいを効果的に行うには、公開審査会の企画運営を、中間的セクターであるまちづくりセンターでできると望ましい。助成を受けようとする団体以外でも、市民誰でもが参加でき、まちづくりへの参加の第一歩を学ぶことができたり、幅広くいろいろな人たちが育っていける開かれた場にしていきたい。

(5) 行政内部の横のつながり

行政組織の縦割りの仕事の仕事の仕方は、市民がまちづくりに関わっていきこうとすると、いらだちを感じる原因になることが多い。どこへどう相談していけばいいのか、求める情報や適切なアドバイスはどこで聞けば得られるのか、市としてのまちづくりの担当窓口があれば、気軽に市民は相談することができる。一つの課が窓口になって相談にのり調整をとって、直接の担当課までつなぐ水先案内の役割が果たせれば、市民にとってわかりやすい。

市民に対するまちづくりの担当窓口ができるだけでなく、内部でも横のつながりを高めるような横断的なしくみが必要である。まちづくりの担当窓口が、各担当課と連携・調整していかなければ、市民の求めるような対応をしていくことはできない。

市が平成5年度から取り組んでいるコミュニティ計画策定の方法においては、公募市民によって各地域で検討したコミュニティ計画案を市長に提案し、各担当課でその実現の可能性を検討した後、まちづくり関係各課から成る「コミュニティ計画策定幹事会」で調整を図って、行政計画としてのコミュニティ計画を策定した。

この方法を日常的な市の仕事の中でも機能させるよう、「コミュニティ計画策定幹事会」の考え方を活かして、まちづくり関係各課にパートナーシップ担当を定め、まちづくりの担当窓口と調整をとっていくような役割をもたすことで、横断的なしくみができると思われる。

ただ、しくみができてもそれを実施していくために最も大事なものは、市職員一人ひとりの意識であり、パートナーシップによるまちづくりを進めるための意識を高め合意形成を図ってい

く実践力を養う、行政内部での職員研修も合わせて必要である。

(6) 見守り委員会の考え方

策定委員会には市民委員と行政委員も参加して条例案を検討してきたが、条例が制定された後、この条例はどのように運用されていくのか、改善すべきことが出てきたらどうなるのかといった疑問から、見守り委員会の考え方が出てきた。

この条例によって各制度がどう運用され機能しているかを見守っていくための、市民が参加した委員会組織をつくり、社会状況の変化等により改善すべきことや日常的に気づいたことを話し合い、意見を出して市長に提言できる役割をもたせる。委員には、公募市民なども考えられる。基本的に開かれた委員会とし、この条例によるしくみ（先に述べた(1)から(5)など）が十分機能しているか、市の取り組みや市民の側の活動も含めて報告や情報交換もできるような会とする。

市民から寄せられた意見として、“見守り委員会は行政から独立した第三者機関にした方がいい、勧告や裁定のできる権限をもつようにしたらいい”というものもあった。策定委員会で検討してきた考え方としては、「生まれた子どもが育っていくのを見守っていく」ような姿勢で、まず、できるところから始めてみるという想いがある。見守り委員会の位置づけとしては、市が設置する付属機関ということになるが、改善点や見直しすべき点があれば、対等の立場で話し合い意見を出して提言もしていけるような委員会にしていけたらよい。

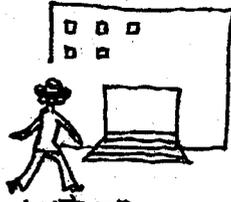
(7) こんな運用ができればいい

まちづくりものがたり

● 暮らしの中で気づいた
ふとしたことから生まれる
「何か自分たちでやれないかな」
の気持ち。一人ではどうもいえない
「やってみよう！」



● …とは言っても
何からやればいいかわからない。そこで、
まずは市役所へ
行ってみよう！

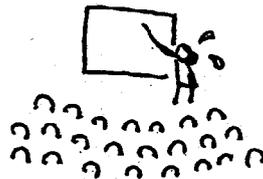


● 早速ヨカッタ。
どこの課へ行っても
気軽に相談に乗ってくれる
まちづくり担当者がいました。



● 自分たちで立てた企画を
活動開始。行政関係課
にも声をかけて、一緒に
活動したいです。

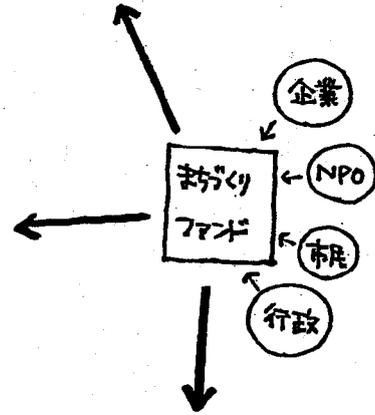
● 「こんなことしたいです」という想いを
まとめて、公開審査の場で発表！
支持が得られたら、支援・助成が
うけられます。



● もっと具体的な情報を
得たから、まちづくりセンターへ。
活動のま、かけやセオになる
情報がザクザク。



● まちづくりセンターなら
他のまちづくりグループや
地域の関連機関との
連携、それから
コミュニティ計画との
コーディネートもお手のモ！



市民の主体的まちづくりを
バックアップするために
助成金が集められます。
助成の適切な時期や
金額などは、公開審査の
場で公平に決められます。



● 活動の進め方や企画・運営に
悩みが生じた時も、
まちづくりセンターに相談できます。
その都度アドバイスももらえる
強〜い味方！



● 「こんなまちにならしたい！」
の提案をきっかけに！
さらにはいよいよファンドの集現に向けて
さらに協働作業を Step UP!
物語は つ・づ・く

6 さいごに

まず、条例をつくるという貴重な機会を得られましたことを、市長と市民の皆様に、感謝致します。

条例とは何か？必要な項目は？行政の仕事は？という条例づくりのイロハから始まり、言葉を選び、一年以上をかけて想いが形となるように、話し合いは毎回熱心に続けられました。それぞれ忙しい仕事や活動をもちながら、月に1～3回、仕事を終えた夜の数時間、あるいは一日中議論に熱中しました。このまちづくり条例案づくりは、まさしく市民委員、行政委員、事務局となったまちづくり推進課の協働作業であったといえます。

17人の委員には“市民と行政がパートナーシップでまちづくり条例をつくる”という目標が共有化されていました。すなわち、この策定委員会で自分たちが何をすべきかが、認識されていました。その結果として、条例案の名前のとおり「まちづくり一緒にやろうや」というつながりができたことが、何よりこの策定委員会がどのような経過をたどってきたかを物語るものといえます。これは会議のファシリテーター役を引き受けてくれた畠中智子委員、専門的な知識の提供と舵取りに、おそらくハラハラしながらおつきあいいただいた稲田・畠中両アドバイザー、さらに事務局となったまちづくり推進課のサポートによるところが大きいと思います。この場を借りてお礼を申し上げます。

条例案ができあがってみると、手塩にかけた我が子のように独り立ちするものへの一抹の不安がよぎります。それは、さまざまな想いが錯綜する中で吟味したひとつ一つの言葉や文章がどれだけ理解してもらえるか、また、どのように具現化されるかということです。そんな想いがいっぱい詰まったこの条例案が、高知市のまちづくりに役立つことができるようになれば、私たちはもとより、ご意見をお寄せいただいた方々にとって何よりのご褒美といえます。この提言を尊重して下さることを願ってやみません。今後、私たちはそれを見守っていきますし、育んでもいきたい。それが協働で策定した効果でもあるわけですから。

最後にすばらしいパートナーとして貴重な体験を共にした堀田副委員長や委員の皆様に、大きな拍手と感謝の意を表したいと思います。

ありがとうございました。そして、まちづくり一緒にやろうや！

平成14年7月26日

市民と行政のパートナーシップの
まちづくり条例（仮称）案策定委員会
委員長 内田 洋子

7 付属資料

(1) 市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例 (仮称) 案策定委員会の経過

第1回策定委員会 平成13年6月14日(木) 18:00 ~ 21:00

- ・ 委嘱任命式 (市民委員 11 名・行政委員 6 名)
- ・ 条例とは、条例への期待

高知市情報日曜市で
まちづくり条例の
ホームページ開設

第2回策定委員会 平成13年7月10日(木) 19:00 ~ 21:00

- ・ さまざまな市民活動の内容 (まちづくりの分野) と課題の検討

7月21日(土)「テ
レビあかるいまち」
で放送 (15分番組)

第3回策定委員会 平成13年8月17日(金) 19:00 ~ 21:00

- ・ 第1回「条例への期待」と第2回「市民活動 (まちづくりの活動) の課題」をつなぎキーワードの見つけ出し、条例の骨組み検討

8月号「広報紙あ
かるいまち」で条例案
づくりスタートの
ニュース

第4回策定委員会 平成13年9月11日(火) 18:30 ~ 20:30

- ・ まちづくりの活動の課題に対する行政側の方策等の検討 (他の行政施策との関係や支援のしくみを考えるためのヒント)

第5回策定委員会 平成13年10月2日(火) 19:00 ~ 21:00

- ・ 条例の基本的な形式や構成について
- ・ 条例案たたき台の検討 (骨組みを元にこれまでの意見を条例の形に文章化してみたものを検討)

第6回策定委員会 平成13年10月22日(月) 19:00 ~ 21:00

- ・ 条例案たたき台の検討

第7回策定委員会 平成13年11月14日(水) 19:00 ~ 21:00

- ・ 共通理解 (N P O、この条例と他の行政施策・制度との関係、まちづくりの範囲、コミュニティ計画推進市民会議)
- ・ 条例案 (たたき台の構造見直しと条文の並び替えをしたもの) を章ごとに検討 (目的と用語)

第8回策定委員会 平成13年11月27日(火) 19:00 ~ 21:00

- ・ 条例案の検討 (パートナーシップのまちづくりの基本理念・市の役割)

第9回策定委員会 平成13年12月11日(火) 19:00 ~ 21:00

- ・ 条例案の検討 (市の役割・中間的セクターの役割)

第10回策定委員会 平成14年1月18日(金) 19:00 ~ 21:00

- ・ 条例案の検討 (市民、N P O及び企業の役割・まちづくりのための市民活動への支援) の検討
- ・ 「パートナーシップのまちづくりシンポジウム」の検討

第11回策定委員会 平成14年2月7日(木) 19:00 ~ 21:00

- ・ 条例の構造の見直し、施行規則案
- ・ 支援 (助成金等) の内容と発表審査会の内容の検討

2月号の「広報紙あ
かるいまち」で条例
案づくりの中間報告

第12回策定委員会 平成14年2月22日(金) 19:00～21:00
・条例見守り委員会の内容と条例の名称の検討
・「パートナーシップのまちづくりシンポジウム」の検討

第13回策定委員会 平成14年3月17日(日) 10:00～17:00
・条例案全体通しての検討、条例の名称の検討

3月3日(日)
「まちづくりシンポジウム」
講師 林泰義氏

第14回策定委員会 平成14年3月28日(木) 19:00～21:00
・条例案全体通しての検討、電子会議室の検討

3月30日(土)「テレビあかるいまち」
で放送(15分番組)

第1回起草委員会 平成14年4月10日(水) 19:00～21:00
・前文案の検討

第2回起草委員会 平成14年4月17日(水) 19:00～21:00
・前文案の検討

第15回策定委員会 平成14年4月18日(木) 19:00～21:00
・条例素案まとめ、各活動団体や市民へ意見を聴く方法の検討

第3回起草委員会 平成14年5月8日(水) 19:00～21:00
・提言書案の構成と内容の検討

第4回起草委員会 平成14年5月20日(月) 19:00～21:00
・提言書案の構成と内容の検討

第16回策定委員会 平成14年5月29日(水) 19:00～21:00
・各活動団体や電子会議室の意見反映の検討
・提言書の構成と内容の検討

5月号「広報紙あかるいまち」で条例案
づくり電子会議室の
開設お知らせ

第5回起草委員会 平成14年6月20日(木) 19:00～21:00
・提言書案の構成と内容の検討

第17回策定委員会 平成14年6月27日(木) 19:00～21:00
・各活動団体や電子会議室の意見反映の検討
・提言書の構成と内容の検討

5月1日～7月1日
「条例案づくり電子
会議室」の開設

第18回策定委員会 平成14年7月3日(水) 19:00～21:00
・各活動団体や電子会議室の意見反映の検討
・提言書の内容の検討

第19回策定委員会 平成14年7月4日(木) 19:00～21:00
・各活動団体や電子会議室の意見反映の検討
・提言書の内容の検討

市長へ提言書の提出 平成14年7月26日(金)

(2) 検討内容資料

第 2 回策定委員会 市民活動の内容とその課題・問題点

第 3 回策定委員会 条例の骨組みとなるキーワードの見つけ出し

第 4 回策定委員会 しくみづくりへのヒント

第3回策定委員会 条例の骨組みとなるキーワードの見つけ出し

第1回ワークショップ 条例への期待

条例の目的・理念

- どんなまちを目指すかがわかる
- 行政とそれぞれのまちとの関係が一目でわかる
- いごちのいい町にする
- 個人の想いがまちづくりに生かせるシステム
- 住民の意見を尊重する都市計画（規制）を
- コミュニティ計画推進市民会議を確立できる
- 条例が機能するしくみも合わせて考える
- 使う側の視点を入れる（それがないと動かすときに壁にぶつかる）
- 枠にとらわれないまちづくりの支援条例に
- ソフトの内容に
- 具体的な内容で役に立つ

条例の目的・理念

市民と行政の関係

しくみづくり

- 市民と行政の接点を増やす
- 市民と行政がキャッチボールできる
- 市民の合意形成のルールづくり

- 市民と行政は対等と位置づける
- 奉仕者とパートナーは同じか
- 市民と行政の役割がわかる

市民のすること

- 市職員が地元で活動しやすくする

- 自立した市民になる（パートナーになるには、情報・課題の共有化が必要）

行政のすること

- 市役所の横のつながりができる
- まちづくり推進課の位置づけ
- 市民との接点ができることで、他の施策もうまく回る
- 市職員が一住民として参加しやすくする

人・人づくり

- 誰もがまちづくりに関心をもてる
- まちづくりに関心のある人だけでなく、一般の人を底上げする
- 活動している人と活動していない人の差

行政のすること

- 自立した市民を育む

金・経済支援

- まちづくりに対しての経済支援
- 安易な金銭補助等の支援条例にはしない
- コミュニティ推進の事務局の維持に対する支援
- 好きでやっている人に支援（やりたくない人には義務が生じる？）
- どんな要件を満たす団体に支援するのか（できた後は審査委員会も必要）

条例づくりのプロセスを大切にする

- 子どもを生かせる条例、子どもの意見が入る
- 住民の意見が直接、条例に生かされる
- 条例づくりをきっかけにして、市民みんながまちづくりに参画できる社会をつくる

まちづくり条例の形式・表現

わかりやすい条例

- わかりやすい言葉を使った、わかりやすい条例
- 市民がわかる、市民には年齢のくくりはない
- わかりやすくユニークな表現
- 法令用語をなるべく使わない表現

パートナーシップのしくみ

参加のしくみ ~参加の第一歩~

行政施策検討プロセスへの参加のしくみ

行政・市民・NPO・企業それぞれの役割

情報共有化のしくみ

連携のしくみ

支援のしくみ

第2回ワークショップ 活動の課題

- 143 地域住民の関心が少ない(コミュニティ市民会議)
- 97 若者の参加がほとんどない(コミュニティ市民会議・交通量調査等)
- 7 中学生の参加が少ない(青少年協行事)
- 90 もっと気軽に参加を、敷居が高い(コミュニティ市民会議)
- 72 PTA自体にお父さんの参加が少ない
- 129 参加が少ない(区民運動会)
- 89 まだまだ参加が少ない(コミュニティ市民会議)
- 108 やや強制的な動員でないと人が集まらない(高知青年会議所・清掃行事等)
- 41 新たな人材を表に引っ張り出してくるための方法
- 130 行事はスムーズに進行、参加者が定着しすぎ、同じ人(区民運動会)
- 132 前例踏襲で新しいことができない(区民運動会お世話)
- 104 人が集まりにくい、いろいろな活動に対して
- 98 初めは人の集まりがよいが、年度の終わりには人が少なくなる(公園愛護会・清掃)
- 58 地域割が広すぎる(宅老所)
- 148 開催はいつも夜、子どもはほったらかし、主婦は困る(まちづくり未来塾)
- 75 なかなか参加できない。昼の会は仕事があるのでつらい(開かれた学校づくり)
- 128 コーチは皆、休日の家族との時間がもてない(スポーツ青年団)
- 131 PTA中心になる、「卒業したら関係ない」という感じなる(区民運動会お世話)
- 87 ボランティアって損なことやと思うちゅう保護者がいっぱい(PTA活動)
- 88 一部の人が毎年役員を背負い込む(PTA活動)
- 126 昔のしきたりにこだわる年輩の人と若者の考え方の違い(素人歌舞伎サークル)
- 85 若者が意見があっても出てこなくなる(コミュニティ市民会議)
- 84 長老が出すぎて会が進まない(コミュニティ市民会議)
- 86 面白くない(コミュニティ市民会議)
- 113 練習場所がない(環境教育劇団)

参加のしくみがない

- 66 ワークショップをやったら住民参加でやると自己満足する行政に困っている
- 99 県は市民活動にワンクッションおく、実態や市民活動への理解がない(県道の清掃美化事業)
- 68 行政とのパートナーシップ：一緒に仕事を行うときに「しこうさくご」の漢字の違いを感じる
- 行政：思考錯誤 NPO：試行錯誤 (中間支援NPO)

行政へのいらだち

- 70 小学校校区の問題に教育委員会がとりあってくれなかった
- 133 市所有の民具館なのに、行政がほとんど口も手も出さない
- 134 行政が金も出さない
- 100 県は人へ保険はかけるが、掃除したゴミを誰がもっていつけるのか、道具は誰が構えてくれるのか(県道の清掃美化事業)

広報・啓発

- 121 イベントの広報が下手(音楽をキーにしたまちづくり)
- 111 市民への効果的な啓発方法(グリーンコンシューマ)

連携

- 79 他のセクターといかにパートナーシップを組むか(環境教育のプログラムづくり)
- 141 あまりコミュニケーションがとれていない(町内会活動)
- 144 地域の各種団体の縄張り争いがある
- 142 地域の縄張り争いでうまく組織が立ち上がらない
- 77 開かれた学校といながら、地域の受け入れがない
- 135 地元の理解がない(民具館保存会)

人

- 48 主体的に動く人が必要(中間支援NPO)
- 114 専門的な知識に欠ける(環境首都コンテスト)
- 57 ボランティアに頼りすぎ(宅老所の運営等)
- 76 古い校舎と満杯の児童で余裕がない(開かれた学校づくり)
- 92 人が足りない(交通安全指導員)
- 109 人が定着しない(ゴミの分別指導)

自主財源

- 116 活動資金が足りない(環境首都コンテスト)
- 49 自主財源の確保が課題(中間支援NPO)
- 82 イベントしたいけど金がない(コミュニティ市民会議)
- 124 企業から寄付ももらっているが、市民憲章協議会の予算がもういっぱい

お金がない

- 107 花いっぱい会がたくさんできすぎて、市の予算(各会に20万円以内)が足りない
- 42 自主防災組織への現在全額補助(50万円)の分が今年度末で打ち切られる
- 55 敬老記念品等費用の確保が大変(地区社会福祉協議会)
- 81 お祭りで子どもたちに金券(各団体に出店で使える)を配りたいのに、予算も金もない(コミュニティ市民会議・夏祭りへの参加)

お金を稼ぐ(収益事業)

- 63 NPO事業としての取り組みとして位置づけたい(「道の駅」情報誌の出版)
- 46 行政の無料講座：ボランティア団体等が講座・研修等を行う時は、自主財源によるため参加費をとってやる、民間はこれがあったりませ
- 51 NPOの収益事業としての取り組み
- 47 行政が何でもかんでも無料で開催することで、ボランティア団体等の起業を圧迫する
- 67 参加者は無料だと自己満足で終わってしまう、参加者に覇気がない
- 105 NPO活動(予算確保が問題)と市民会議活動(予算がない中での活動)のギャップに悩む(NPO法人)

従来からのパートナーシップの限界

- 69 いつまでもあると思うな支援と金(災害ボランティア)
- 103 行政の支援はいらない、自分たちで楽しんでいるから(自然体験学習)
- 106 「予算がつく」ことでそちらの方に動いてしまいがち(NPO法人)
- 112 市民の意識の上での自立(グリーンコンシューマ)
- 95 ミラーやストップマーク、横断マーク等の安全対策用の物の配布が少なく希望通りにならない(交通安全母の会)
- 94 必要な物の量が足りない(交通安全母の会)

まちづくり未来塾 活動の課題

- 55 住民の関心がうすい(コミュニティ市民会議)
- 58 子どもや老人の意見を聞きたいが、参加してくれる人が少ない(コミュニティ市民会議・交通問題)
- 62 仕事や所属する団体の活動で忙しく、ボランティアも大変、やや義務的(団体合唱隊)
- 72 すべての行事に参加する人数や理解を得ることが難しい
- 70 人集めの悩み、エビでタイを釣る方法を知りたい(コミュニティ市民会議)
- 68 児童クラブのOBだが、やはりOBとなると意見や行動が起こしづらく、難しい面がある(保護連)
- 61 忙しくて休みがちである(合唱団)
- 71 作業をする場所がない(まちづくり関係の職に携わる人の情報交換・学習会)
- 63 時間が少なく、会をもつことがあまりないのでつらい(子どもの遊び・交流)
- 71 メンバーそれぞれが忙しいため、なかなか会を開く時間がない(まちづくり関係の職に携わる人の情報交換・学習会)
- 68 児童クラブをただ単に宿題をさせるような所と思っている親が多い、1~3年生と期間が短いため、親に熱意が少ない
- 65 参加協力してくれる保護者が少ない(PTA)
- 59 参加者、特にスタッフが毎年同じメンバーになる(環境NPO)
- 60 スタッフが限られてくる(地区文化祭)

旭西部まちづくり推進会議 活動の課題

- 28 参加者が少ない PTAをまき込みたい(コミュニティ市民会議)
- 29 社会システムの中で社会奉仕等ができない(少年補導員)
- 37 完全なボランティア団体のためか、人集めも大変(音楽療法教室)
- 12 清掃の回数が少ない(コミュニティ市民会議・缶拾い)
- 21 日曜日の試合用のグラウンドが最近とりにくくなってきた
- 22 公民館がない、場所がない、高齢者が多くなってきた、集会の機会が多くなってきた(公民館活動)

- 63 市は、公園についてダメと言うことが多く、融通がきかない

- 9 市に、公園の整備について(あずまの設置)の希望を出しているが、返事がない(公園愛護会)

- 168 全国的には春・夏・冬休みに1日児童クラブを開園しているが、市主体のため(お金が安く)なかなか進まない

- 155 市民会議で呼びかけてはいるが、町内会にはなかなか届かない(コミュニティ市民会議・自主防災組織づくり)
- 166 「青少年協って何？」と言われることがある、行事に参加してくれる親子が少ない(青少年協行事)
- 157 まだ始めたばかりなので、問題点や悩みなども定着していない(交通安全母の会)
- 158 調査した後、どのようにしたらよいか分からない(コミュニティ市民会議・交通部会)
- 163 自分たちが遊ぶことが好きだけど、子どもと一緒に遊ぶのは難しい、この活動を広げるためにどうしたらいいか(子どもの遊び・交流)
- 159 内容がマンネリ化してきている(環境NPO)

- 11 ゴミの不法投棄がなくなる(コミュニティ市民会議・缶拾い)
- 15 花いっぱい会をつくりたい(公園愛護会)
- 36 音楽療法を受け入れている施設が分からないため、同じ所ばかりへ行くようになる(音楽療法教室)

- 161 病院や宅老所、保育園等での発表を行いたい、自己満足でなく地域貢献として何かできないか(合唱団)
- 160 まだ始まったばかりで、他の団体との調整等が難しい(地区文化祭)

- 8 公園の整備について、希望に対して同時に地元の反対があった(公園愛護会)
- 16 法面に花を植えたい(公園愛護会)
- 32 新しい校区ができたが、古い子ども会と新しい子ども会が入り乱れてすっきりしない(青少年協)

- 154 家に何人すましているか調べているが、まだ分からない、時間がない、人が集まらない(自主防災組織づくり)
- 151 手話を使う機会がなくてどんどん忘れていく、一人では勉強しづらい
- 150 勉強だけでなく実際の手話の通訳をやるだけのレベルに達していない(手話通訳研修グループ)
- 170 60人位の会員中、10人弱しか出席しない(コミュニティ市民会議)

- 24 人が集まらない、主体的にやる人が少ない(公民館活動)
- 25 最近人が集まらない、同じ人ばかりになってきている(まちづくり未来塾)
- 33 交通安全指導員要員が少ない、多忙を理由に町内会で名乗り出てくれる者が少ない(校区交通安全会議)
- 19 予算の問題、補助金制度を今後も継続してくれるかどうか(自主防災組織)
- 20 補助金が半額しかない(自主防災組織)
- 31 自転車の無灯火をなくす方法として行政が支援できないか、明るさに反応するライト購入への補助(交通指導)
- 34 赤十字募金について、以前は簡単に募金が集まったのに、最近是非常に難しくなった(音楽祭の)プログラム代もない、募金集めも大変(音楽療法教室)
- 38 助成金をもらえるよう、いろいろな団体に申請を出しているが、事務機器(パソコンやコピー機)を寄附してもらえるような団体がいない(音楽療法教室)

アドバイス

- 173 自分の本当にやりたいことが何か見つかっていない

- 27 悩みがあってもどこに言っていっていいかわからない

第4回策定委員会 しくみづくりへのヒント

参加のしくみ・まちづくりデビューのしくみ（多様な参加の入り口・参加チャンネルづくり）

- 話し合うためのルールが必要。
 - ・人の話をよく聞いてのみこんでから意見をいう、すぐに反対・否定しない。
 - ・問題点や課題ばかりをいうのではなく、想いを語り共有化し理想を目指してどうしたらいいかを考える。
- 活動の計画段階から参加者（中学生等）を頭において考える、できれば企画にも入ってもらう。
- 関係団体や行政の関係課と協力・協議して計画から取り組む一学校との連携できっかけをつくる。
- 社会教育等の場面では父親の参加がしにくい（会や活動の時間帯）— 母親、女性が活躍できる参加の入り口があるとよい。
- 活動が苦痛になれば長続きしない、その活動をすることで、別の何か得られるものがある。
- つくる段階から愛着をもてる工夫（公共施設の整備等へのワークショップの導入等）をする。
- 目的をもった人・団体に対する支援も必要。
 - ・関心のあること、やりたいことがある人への支援（ミニディのボランティア養成講座、費用面や方法論等についてアドバイス等の支援事業、スポーツ青年団等の指導者の養成等）。
- 気軽に集まれる活動の場所が必要。
- 公共施設やふれあいセンターの活用、場所があっても周知されていないこともある。
- 活動内容が知られていない。
- 情報発信（機関紙、チラシ、広報紙等）していても、参加に結びつかない。— 頻度や内容の問題、口コミが効果的なこともある。
- 地域の情報を共通的に広報するしくみ、地域の組織や団体が何をしているのかよく知られていない。
- 人が集まりやすくするしかけを考える。
- 初動期からの支援が必要。
- 行政としてどこまで一緒に動けるか。

参加のしくみ・行政施策検討プロセスの参加（合意形成のルールづくり）

- 行政は市民からの要望に対して納得のいく説明をする必要がある（役割として）。
- 合意形成の場には多様なメニューが必要（ワークショップ手法等に研修から取り組む）。
- 他の迷惑にならない等、常識の範囲での規制（ルール）はある。

活動サポートのしくみ

- 活動の場の整備・提供、学校の余裕教室の活用（ミニディや生涯学習等の活動場所）を行なう。
- 目的をもった人へのボランティア養成講座等の実施と、受講修了者が活躍できるよう情報発信するための人材バンクへの登録。
- 講座等の企画段階から関連する団体に声をかけて企画する。
- 何かやりたいが、目的をもっていない人に対してはどうするか。
- 環境基本計画等で行政としての取り組みの位置づけはしている
- 都市美条例等の既存の制度やしくみとどうつなげていくか
 - ・都市美条例は、景観面からの街づくりの推進を目的としているが、具体的な整備事業（公共側と民間側との整備）につなげるには、きっかけや初動期への支援のしくみがないと難しい面があった。ハード整備であるだけに一定の熟度がないと支援できない。
 - ・行政がリードする形になりがちで、自主的な市民団体活動への助成制度が活用されにくい。今回の条例によってうまくつながっていかないか。
 - ・都市計画は敷居が高くて、街づくりの支援制度等のしくみがあっても、知っている人しか使えない。
 - ・公開コンペ等のやり方を取り入れれば、情報がいきわたるのではないか。
 - ・パートナーシップで取り組むには、既存のしくみにつないでくれるところがないとできない。
- 要望に応えられる予算の確保 — 効果的な使い方。
- 総花的でなく、個々に具体化していくには、予算・体制も必要。
- 市民のコンセンサスを得る。
- 審査会を開いて選ばれた団体への補助金なら、自由な発想での取り組みを支援できるのではないか。
- 行政が実施した方が効果的なもの、そうでないものをさびわけ、互いの強み・弱みを活かす。

連携のしくみ

- 声が上がってきたときにコーディネートできるしくみが必要。
- 行政のどこに何を言っていけばいいかがわかる。
- 積極的なまちづくりへの課題や提案があるときに、どの課にいったらもうまく連携・調整ができる。
- 参加と協働の場の整備としくみづくり（専門家に委託して学習の場づくりを企画する等）。
- 情報共有化のためのシステムを構築する。
- 専門家集団（技術者の交流会等）との連携のしくみをつくる。
 - ・何かしたいが、どんなニーズがありどうやっていいかわからない専門家を活かす。

情報共有化のしくみ（広報・啓発のしくみ）

- 意識向上のための啓発活動。
- 活動内容を小中学校の学習の場等に活用してもらうことで、地域での関心を高め理解をもってもらう。
- 行政の他の施策の中でも「場」と「しくみ」づくりが提唱されている（環境基本計画等）。
- いろいろな分野での情報発信拠点の実現（かんきょう広場・センター、まちづくりセンター等）。
- ニュースや機関紙等の発行、あかるいまちで各団体紹介の記事を載せられないか。
- チラシ等も配るだけでは効果がない、渡すときに一声かけることで効果が上がる。
- 広報の仕方、人を育てるための講座を開催する。

行政・市民・NPO・企業それぞれの役割

- 住民のモラルの問題や住民間のあつれきまで行政（町内会へも）に苦情としてくる。
- 行政のどこへ言っていかわからない — 受けたところが横のつながりの中で対応すべき。
- 行政施策の中では市民参加のやり方が不得意な分野（建設等）もあり、徐々に取り組んではいるが、職員の訓練も必要 — 高齢者にとって歩きやすい道路づくり等、さまざまな事業の可能性はある。
- 行政が支援すると時間と予算の制約の中で、一定の方向性や結果を求めてしまう。
- 補助金があることで活動内容を制約されることも知ってもらう、各課での制約の枠をはずせないか。
- お金（補助金等）の支援を受ければ、その使い方について制約はあって当然、行政が制約しているというより市民が制約していると考えべき、さまざまな考え方がある。
- 行政から市民団体へ委託する方法も考える、市だけでなく県（国）で対応すべき役割もある。
- 最初からベストポジションはない、何年かかけていい案配のポジションをつくっていけばいい（無理に、行政側に合わずこともないし、市民側に合わずこともない）。

話し合いから見えてきたこと

- 各課（分野）に目的・目標がはっきりした支援策がある。
- その目的・目標にまで至っていない活動がある、この条例の中でそれらに対する支援のしくみがつくれるか。
- 関心を示し始めた市民を既存の制度等へどうつなげていけるか。
- 行政の縦割りの中で、既存の支援制度へ縁をどうとりもっていくか — コーディネートの役割。
- 既にある条例・制度と今回の条例をどう関連づけていくかの整理が必要。
- 既存の制度のねらいをより豊かにしていくことにつなげていけるしくみ（既存組織の固定化したメンバーの広がりや活動の活性化等）が必要。
- 地域の力を高め、それぞれの役割・お互いのポジションを見つける（地域の中で解決すべき問題まで行政に上がってきている）。

(3) 市民と行政のパートナーシップのまちづくり条例(仮称)案
策定委員会名簿

(氏名は50音順)

	区分	氏名	所属 (委嘱・任命時)
1	市民委員	内田 洋子	NPO高知市民会議
2		岡田 法生	横浜瀬戸コミュニティ計画推進市民会議
3		笠井 博文	旭西部まちづくり推進会議
4		北添 哲郎	一宮コミュニティ計画推進市民会議
5		鈴木 浩一	高知青年会議所
6		野崎 英明	高知市町内会連合会
7		畠中 智子	高知市まちづくり未来塾
8		堀田 昌一郎	コミュニティクラブ高知街
9		福富 宣子	大津地区コミュニティ計画推進市民会議
10		山崎 水紀夫	高知市ボランティア連絡会
11		吉村 文次	高知NPO
12	行政委員	小川 芳廣	建設下水道部道路建設課
13		清水 博	環境部環境保全課
14		千光士 義幸	産業振興部商工労政課
15		中石 良子	健康福祉部元氣いきがい課
16		山本 廣	都市整備部都市計画課
17		渡邊 武	教育委員会社会教育課
アドバイザー		稲田 良吉	稲田法律事務所
		畠中 洋行	若竹まちづくり研究所
事務局	市民生活部まちづくり推進課		
オブザーバー	企画財政部企画調整課・秘書広報課・行政管理課、総務部総務課		

委員長

副委員長

(任期：平成13年6月14日～平成15年3月31日)